

令和2年3月12日
区民部区民課

中央防波堤埋立地の住居表示実施について

1 概要

中央防波堤埋立地について、令和元年11月26日をもって、地方自治法第9条第6項の規定に基づき総務大臣告示が行われ、行政境界が確定した。

同内側埋立地に町区域の新設が行われることに伴い、住居表示に関する法律第3条第1項に基づき、住居表示の区域及び方法を定める。

2 住居表示実施区域

海の森一丁目、同二丁目及び同三丁目（別紙参照）

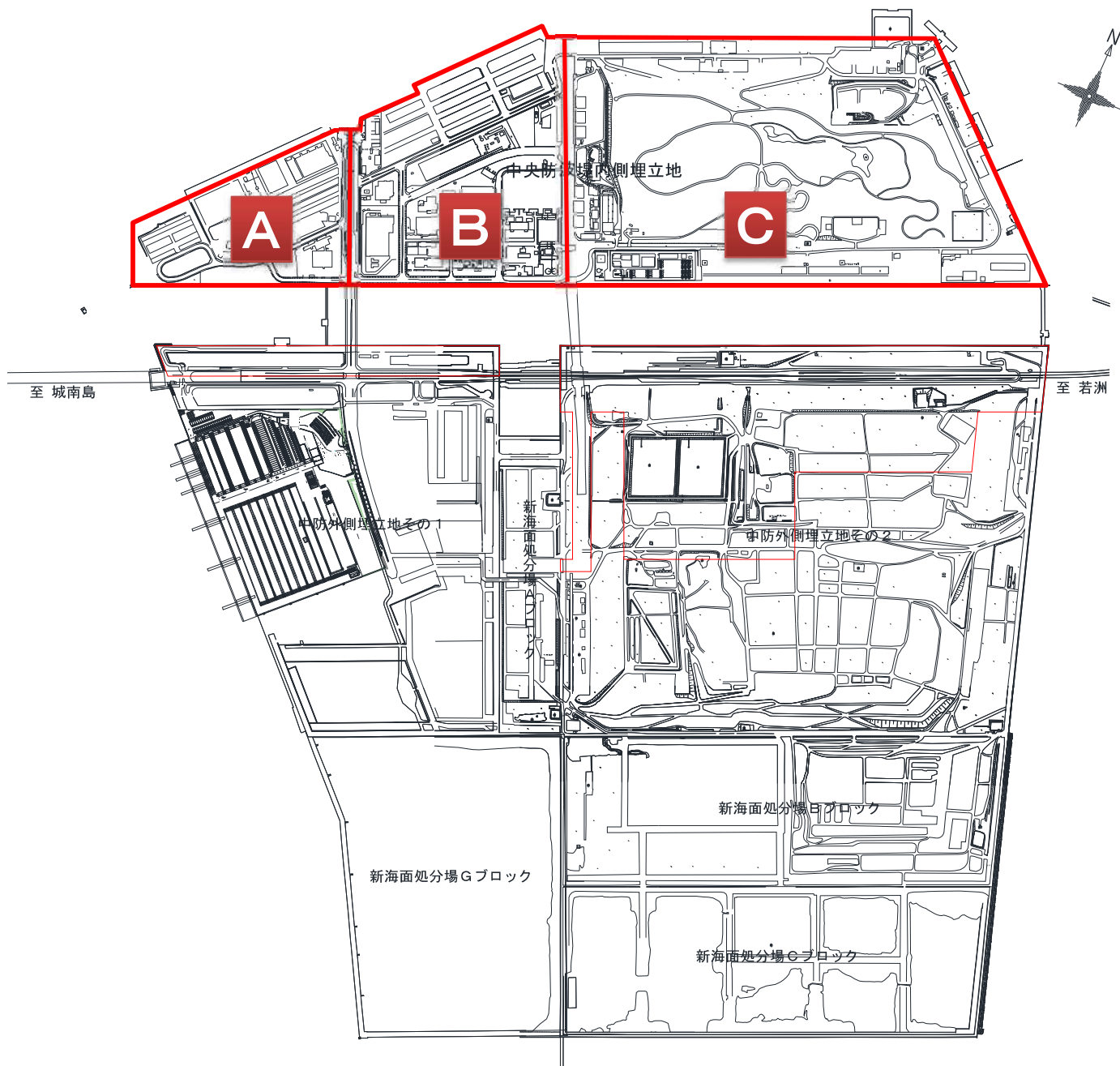
3 住居表示の方法

街区方式

4 実施スケジュール（予定）

令和2年1月～3月	現地調査、住居表示台帳図作成
令和2年4月～5月	区による告示、都知事への報告及び関係行政機関への通知
令和2年6月	街区符号及び住居番号の付番（住居表示実施）

住居表示の実施範囲



A	あらたに「海の森一丁目」となる区域
B	あらたに「海の森二丁目」となる区域
C	あらたに「海の森三丁目」となる区域